

韓国知的財産ニュース 2015 年 11 月前期

(No. 306)

発行年月日：2015 年 11 月 19 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、11 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 特許訴訟控訴審、特許法院に一本化 (2015. 11. 15.)

関係機関の動き

- 2-1 IP リーダーズ・フォーラムで特許制度改善策を議論 (2015. 11. 2.)
- 2-2 特許庁、WIPO と共同国際教育課程を開催 (2015. 11. 3.)
- 2-3 特許庁、医療機器 IP 協議体を発足 (2015. 11. 3.)
- 2-4 特許庁、国際知財権紛争ポータルを改編 (2015. 11. 4.)
- 2-5 国家知識財産委員会、国家知識財産ネットワークの定期カンファレンスを開催 (2015. 11. 9.)
- 2-6 未来部・中企庁・特許庁、公共技術移転ロードショーを開催 (2015. 11. 11.)
- 2-7 特許庁、伝統産業知的財産フォーラムを開催 (2015. 11. 11.)
- 2-8 特許庁・韓国知識財産協会、国際カンファレンスを開催 (2015. 11. 11.)
- 2-9 特許庁、半導体知的財産フォーラムを開催 (2015. 11. 12.)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 LG 生活健康-アモーレの特許紛争が終了 (2015. 11. 12.)

デザイン (意匠)、商標動向

※今号はありません。

その他一般

- 5-1 抗体医薬品に関する特許出願が活発 (2015. 11. 1)
- 5-2 浄水器関連技術の特許出願が急増 (2015. 11. 5)
- 5-3 ユーザー・ターゲティング広告関連特許の出願動向 (2015. 11. 6)

法律、制度関連

1-1 特許訴訟控訴審、特許法院に一本化

電子新聞(2015. 11. 15.)

来年1月から特許関連控訴審の管轄機関が大田(テジョン)にある特許法院に一本化される見通しだ。

これにより、過去20年間特許関連業界が提起してきた特許法院の専門性及び効率性が強化できると期待される。世界3大特許大国とされる韓国が特許訴訟のハブ国に発展するチャンスも広がる。



〈来年から特許侵害訴訟2審を専属管轄する大田特許法院〉

11月15日、大田市とイ・サンミン議員(大田市儒城区)によると、イ議員が去年9月に代表発議した「民事訴訟法及び法院組織法改正案」が11月12日、国会の本会議を通過した。

同改正案は、特許法院への管轄集中を主な骨子としている。特許法院への管轄集中とは、一般法院と特許法院に分かれている現行の特許訴訟体系を特許法院に一本化することを意味する。同事案は第15代国会の時に議論が始まり、特許法院がアクセスしにくい大田地域にあるという理由から法務部と大韓弁護士協会等の反対にぶつかって20年近く棚上げされてきたが、今回やっと通過したのである。

現在、特許侵害訴訟の1審裁判は全国の地方法院58カ所で、2審(控訴審)は一般高等法院でそれぞれ担当している。改正案には、1審裁判機関を高等法院所在の地方法院5カ所(ソウル、光州、大田、大邱、釜山)に縮小し、2審は特許法院に一本化することで管轄を集中するとの内容が盛り込まれている¹。これまで特許法院は、特許審判院から上がる審決訴訟のみを扱い、特許侵害事件には関与できなかった。

	現在	改正案
特許侵害訴訟 1審	全国58カ所の地方法院及び支 院	来年1月から高等法院所在の地方 法院5カ所(ソウル、光州、大田、 大邱、釜山)に縮小
特許侵害訴訟 2審	一般高等法院5カ所 地方法院控訴部	来年1月から特許法院に一本化

改正案の持つ意味は大きい。まず、特許訴訟が特許法院に一本化し、法院の専門性が向上する見通しだ。裁判官はもとより、弁護士や弁理士、陪審業界の専門性を強化させるきっかけになると予想される。これにより、産業財産権の紛争解決がより専門的且つ効率的に行われるとの予測だ。これまで業界では、一般法院で特許訴訟の裁判が行われることから裁判官の専門性不足が指摘されてきた。

一方、韓国が特許訴訟のハブ国として飛躍できるチャンスも広がる。

イ・サンミン議員は、「米国等の主要先進国は、知的財産紛争の専門家・国際化を受けて訴訟管轄体系を集中化している。米国、欧州連合、日本、台湾、中国はいずれも控訴審を特許法院に集中しており、特許訴訟1審も2~3カ所の法院に集中している」と述べた。韓国はこれらの国より特許法院の管轄集中では遅れているが、特許出願件数では世界で4番目である上、アジア圏では最も公正な司法システムを備えていることから、特許訴訟ハブ国として成長できる可能性は非常に高いと言える。イ議員は、「特許法院の専門性が向上し裁判も速やかに行われれば、世界的法律会社はもちろん、各国のグローバル企業による韓国進出に弾みが付くと思われる」と強調した。

何よりも特許法院の所在地である大田が恩恵を受けると見込まれる。大田には特許庁と特許審判院、特許情報院、特許研修院等、特許関係機関が密集しており、すでに特許中心都市となっている。改正案が施行されると、世界的な特許訴訟ハブ国としてさらなる成長を成し遂げることができると期待される。

¹ JETRO ソウル注) 対象となる事件は特許権、実用新案権、デザイン権、商標権、植物新品種保護法による品種保護権に基づく民事訴訟

イ議員は、米国の小都市、タイラー市の例を挙げ「人口 10 万人に過ぎなかった小都市タイラーにはテキサス州の東部裁判所があるが、世界特許訴訟のハブを目指して専門性の向上に取り組んだ結果、特許訴訟件数が飛躍的に増えた。タイラー市では他の裁判所をはるかに上回る件数の特許侵害訴訟が行われ、同市で下された判決が世界的に大きな影響力を持つようになった」と説明した。

大田にはもう一つの朗報がある。大田地検が 16 日、法務部から特許等知的財産重点檢察庁として指定されたこと。イ議員は、「裁判所と檢察の特許業務が大田に集中されることで、大徳研究團地を持つ大田が科学技術都市を超え、世界的特許ハブ都市に飛躍できる基盤が整った」と強調した。またイ議員は「近い将来、特許刑事事件においても大田に管轄集中する法律案を發議する計画だ」と述べた。

シン・ソンミ記者 smshin@etnews.com

関係機関の動き

2-1 IP リーダーズ・フォーラムで特許制度改善策を議論

韓国特許庁(2015. 11. 2.)

チェ・ドンギョ特許庁長は、IP ノミックスと韓国知識財産サービス協会の共催で開かれた「IP リーダーズ・フォーラム定例会」で、グローバルスタンダードから遅れている各種特許制度に対する改革の意志を明らかにした。



チェ庁長は「これまで特許庁は、特許審査処理期間の記録短縮に取り組んできた。その結果、今年の特許・実用新案審査処理期間の平均は11カ月となり、目標の11.7カ月を超過達成した」と評価した。

しかし、スピード戦にこだわったせいか、本質的制度改革はできなかったというのがチェ庁長の診断だ。短期的成果を挙げるために、多くの資源と人員が投入されたためだ。

チェ庁長は「これからは記録短縮にこだわらず、長期的な観点から制度改革に取り組む」と意気込みを述べた。チェ庁長が最優先課題として挙げたのは「特許無効審判制」の改善だ。

特許無効審判制とは特許の有効・無効を判断する制度で、最近の特許紛争で相手の特許を武力化する手段としてよく活用される。

チェ庁長によると、国内特許無効審判における無効化率は75%を上回る。去年53%だったのが増加し続けている。20%である日本よりもはるかに高い。

チェ庁長には、無効化率が高い理由として現行の3審制を挙げた。特許審判院が担当する1審だけが事実審で、技術検討はここでのみ行われる。特許法院が担当する2審と大法院所管の3審は法律審であり、1審の技術検討結果は考慮されない場合が多い。

当該特許が1審で技術的「進歩性」を認められても、結局法律的解釈により無効化されるケースが多いとチェ庁長は指摘した。また、「特許は技術領域にあるだけに、無効審判も技術的「進歩性」が主な基準になるべきだ」と主張した。

フォーラムの共催側である韓国知識財産サービス協会のペク・マンギ会長も「高い無効化率により、最近特許無用論が取りざたされている」とし、「無力感を解消するためにも現行制度の改善が急がれる」と述べた。

一方、フォーラムに出席したLG電子のキム・ジュソブ常務は、国内特許の質向上の必要性について話した。キム常務は、特許審査官には図面等の書類ばかりにこだわらず、「本当の技術」を見分けることが求められると主張した。

これに対し、チェ庁長は「特許も現場が重要だ」とした上で「東大門市場の箸」を例に挙げた。箸の特許を徹底して審査するためには、特許図面ばかり分析するより市場で

実物を見るべきというのだ。

同フォーラムには国内の弁理士・弁護士等、業界専門家約 30 人が参加し、特許制度の改善案や官民協力等について議論を行った。

ヤン・ソヨン記者 syyang@etnews.com

2-2 特許庁、WIPO と共同国際教育課程を開催

韓国特許庁(2015. 11. 3.)

特許庁は、韓国・世界知的所有権機関(WIPO)共同国際教育課程(AICC: Advanced International Certificate Course)を11月4日(水)から6日(金)まで、韓国知識財産センターにて開催すると発表した。

これまで特許庁は、WIPO と共同でオンライン知的財産教育コンテンツ「IP パノラマ」を開発し、世界 24 カ国言語に翻訳して普及させる等、知的財産教育の拡大に取り組んできた。

韓国・WIPO 共同国際教育課程は、韓国特許庁と WIPO、KAIST、韓国発明振興会が IP パノラマ教育課程修了生から選抜した成績優秀者を対象とする。今年は 83 カ国から 641 人が申し込んでおり、このうち約 30 人が参加する。

同教育課程には、知的財産教育分野の専門家である米ノースウエスト大学ロースクールのクリントン・フランシス教授、豪州の技術取引及びライセンス専門家、フィリップ・メンデス、WIPO 中小企業局のアニル・シナチーム長、KAIST 知識財産大学院(MIP)のチェ・ドンジン教授等が講師として参加し、グローバルビジネス経営環境における知的財産の活用戦略について講義する。教育は全て英語で行われる。

特許庁のイム・ヒョンソク多者機構チーム長は、開会辞で「今回の教育課程は、国内外優秀人材の知的財産市場における競争力を強化させるとともに、韓国の国際知的財産教育先導国としてのステータスを維持することに貢献すると思う」と述べた。

2-3 特許庁、医療機器 IP 協議体を発足

韓国特許庁(2015. 11. 3.)

特許庁は、昨年末に策定した「医療機器産業における特許競争力向上策*」の一環として、11月4日(水)午前10時、江原道原州医療機器テクノバレーにて「医療機器 IP 協議体」を発足させると発表した。

* (2014年12月策定)国内医療機器中小・中堅企業が優れた特許を確保し、特許競争力を備えられるよう支援することを目的とする。

同協議体は、特許庁と3つの医療団地及び関係機関*が共同で発足し、医療機器メーカーの特許競争力の強化策を進める上で民間部門と協議・協力する必要がある分野におけるヘッドクォーターの役割を担うことに焦点を当てている。

代表的な推進課題として、個々の企業の特性に合わせた「オーダーメイド型特許戦略の提供」があるが、これは特許庁が当該企業の製造する医療機器分野の特許及び紛争動向を基に有望技術や空白分野を選定し、審査官が直接参加して特許戦略を提供することを主な骨子とする。この過程で協議体は、オーダーメイド型特許戦略に対する企業のニーズを把握して支援対象を選定するとともに、企業と特許庁間の意見交換や特許戦略策定に関する諮問を行う計画だ。

この他にも、医療機器分野の特許出願・登録・紛争動向に関するデータベースの提供、公共機関のIPを活用した技術移転支援の窓口役割に加え、開かれた審査のための専門家の確保等の役割を担う予定だ。

特許庁のチャン・ワンホ特許審査企画局長は祝辞で「医療機器産業は、高い成長を続けている有望産業であるため、外国の特許攻勢に徹底的に備える必要がある。また、韓国の医療機器特許に占める中小企業の割合が高いことを考えると、中小企業が先頭に立って競争力のある特許を確保するために努力しなければならない」と述べ、特許への高い関心と「医療機器 IP 協議体」への積極的な参加を呼び掛けた。

2-4 特許庁、国際知財権紛争ポータルを改編

韓国特許庁(2015.11.4.)

特許庁は、中小企業の知的財産紛争への備えを支援するために運営中の「国際知財権紛争情報ポータル」(IP-NAVI、www.ip-navi.or.kr)について、ユーザーの利便性向上に向け新たに改編すると4日発表した。

改編された IP-NAVI では、これまでとは違って紛争情報や判例情報、支援事業等、ほとんどの情報を一層容易に手に入れられるようになる。また、統合貿易情報サービスである Trade NAVI や韓国知識財産研究院等、関連ウェブサイトとの連携により、活用可能な情報を充実させた他、米国、中国、日本等の主要国の情報については国別に別途のページを構成して載せる等、ユーザーの利用利便性を高めた。

また、新たに専門家コラムを設け、主な紛争事件に関する解説を載せるとともに、情報通信、化学・バイオ、機械・素材等、6 大産業分野別に紛争に関する速報も提供する予定だ。

さらに IP-NAVI では、海外知財権紛争の予防に向けたコンサルティングや初期対応、韓国ブランドの保護等、特許庁の海外特許紛争支援事業の申込みも受け付けている。主な知財権紛争対象国で活動している海外代理人の情報を確認できる。

特許庁のソ・ウルス産業財産保護政策課長は「今回の改編でユーザーが求める情報が拡大し、ユーザーの利便性が一層向上すると期待される。今後、ユーザーの意見を積極的に受け入れ、IP-NAVI が韓国企業の海外知財権紛争の予防・対応に役立つよう努力していきたい」と述べた。

2-5 国家知識財産委員会、国家知識財産ネットワークの定期カンファレンスを開催 未来創造科学部(2015. 11. 09.)

□ 韓国の 100 余りの知的財産関係機関・団体が加盟している国家知識財産ネットワーク (KIPnet)*の定期カンファレンスが大統領所属の国家知識財産委員会主催で 11 月 11 日午後、ソウル市内で開かれる。

* KIPnet (Korea Intellectual Property Network) : 知的財産の創出・保護・活用等に関する政策の提案及び参加機関相互間の疎通・交流・協力促進を目指して 2012 年 4 月発足した知的財産(IP)政策協議体

○ 同カンファレンスは、韓・中自由貿易協定 (FTA) の発効を控え「中国市場進出に向けた知的財産の保護・活用戦略」をテーマに、世界経済の中心に浮上した中国の知的財産市場環境を共有するとともに、韓国企業の中国進出が成功するための知的財産戦略を模索することを目的とする。

- 国家知識財産委員会のユン・ジョンヨン委員長は、歓迎辞で「中国企業は最近、資本蓄積や政府支援に支えられ、技術力と世界シェアを高めており、韓国企業との知財権争いのリスクが次第に増大している」と述べ、中国進出企業はこれに備えた知財戦略を必ず講じなければならないと強調する予定だ。
- 中国の技術投資会社、智谷(Zhigu Ruituo Technology Services)の共同創業者であると同時に、2014年智谷で中国政府と共同新設した中国初の知財権投資ファンドの共同代表であるポール・リン(Paul Lin)代表は、中国の知財市場環境について現実味のある基調演説を行う。
- 基調演説の後は、「中国の技術移転・取引・投資」、「中国の特許及び商標保護の環境」、「中国における著作権ビジネス」についてのテーマ発表が行われる予定だ。
- 中国の技術取引に関する発表を行うアン・ユファ博士は、中国延辺大学の経済学科教授と中国資本市場研究会の副会長等を務めた中国専門家として、知財取引プラットフォーム及びファンドの構築等、韓国企業の中国知財・技術市場への進出に向けた技術取引活性化策を示す計画だ。
- 中国の知財権保護環境に関する発表を行うキム・ジフン弁護士は、知財委の「中国知的財産権訴訟制度」関連研究を行っており、今回のカンファレンスでは中国の知財権制度の変化と企業の対応策について発表する。
- 中国の著作権に関するテーマ発表を行うキム・インスク タップストーリー (Tap Story)代表は、高度化している中国企業の著作権ビジネスの現況と韓国企業の著作権経営戦略を紹介する予定だ。

2-6 未来部・中企庁・特許庁、公共技術移転ロードショーを開催

未来創造科学部・中小企業庁・特許庁(2015.11.11.)

- 未来創造科学部、中小企業庁、特許庁は11月11日、ソウル市内のホテルで有望公共特許技術の中小企業移転と事業化を支援する「2015年第2回公共技術移転ロードショー」を開催すると発表した。
- 大学や政府研究機関等の公的研究機関は、開発した技術を移転する企業を見つけることが難しい反面、中小企業は事業化に必要な技術情報を手に入れることが困難

というあい路があった。このような mismatches の解消を目指して 2013 年から開催されている技術移転ロードショーは、省庁間の協力で技術供給者と需要者をつなげ、事業化を支援するイベントとして定着しつつある。

- これらの 4 回に渡る「ロードショー」の開催により、移転可能な公共優秀特許技術 1,755 件が発掘され、計 193 社とマッチングされた他、最終的に 119 件の技術移転意向書を締結する成果を挙げた。
- 「ロードショー」は、未来部の優秀 R&D 結果物と特許庁の優秀公共特許技術情報を中小企業に提供することで技術移転を促進すると同時に、中小企業の革新と競争力の確保を支援するためのイベントである。
- 未来部と特許庁は、大学(40校)及び公的研究機関(19カ所)から計 566 件の優秀技術を発掘した。分野別では、情報通信技術(IT)167件、生命工学技術(BT)92件、ナノ技術(NT)106件、環境技術(ET)141件。国土技術等、その他 60 件だ。
- 中小企業庁は、発掘された優秀特許技術に対する中小企業の需要意思を確認した上で事前マッチングを進めており、イベント当日、大学・公的研究機関に直接コンタクトできるよう支援する。
- 同イベントには、ハン・ジョンファ中小企業庁長、パク・ジェムン未来創造科学部室長、クォン・ヒョクジュン特許庁局長等、政府関係者や大学・研究機関の技術専門家及び中小企業の関係者等、200 人が参加する予定だ。
- 同ロードショーでは、技術移転及び研究開発を支援する説明会と相談会が開かれ、技術移転を希望する教授及び研究員と技術移転を受ける技術需要者(中小企業)が参加する。
- 特に、事前マッチングの際に中小企業の関心が高い技術 20 件に対しては、技術説明会を開いて各機関の研究員が当該技術について詳細な情報を提供し、具体的な個別相談を行われる予定だ。
- ロードショーを通じて大学・公的研究機関と中小企業がマッチングされると、両側は技術移転意向書を締結する。また、技術移転を受けた中小企業は事業化のためのコンサルティングや研究開発費等、様々な政府支援が受けられる。

- 未来部、中企庁、特許庁は「省庁間の協力を強化し、技術力の乏しい中小企業が大学や公的研究機関から優秀特許技術の移転を受けられるようにし、移転を受けた企業には必要な支援を積極的に行う方針だ」と述べた。
- また、「優秀特許技術が中小企業に移転され市場で事業化されることは、創造経済の実現及び経済の活性化につながると考えられる」と強調した。
- 未来部、中企庁、特許庁は同イベント後も緊密な協力を進め、大学・公的研究機関の優秀技術の移転を一層活性化させ、中小企業の成長を積極的に支援していく計画だ。

2-7 特許庁、伝統産業知的財産フォーラムを開催

韓国特許庁(2015. 11. 11.)

特許庁は、全羅南道、全南知識財産センター、全南創造経済革新センター、全南テクノパーク、全南生物産業振興院と共同で11月12日、全南中小企業総合支援センターにて、伝統産業知的財産フォーラムを開催する。

全国の17広域自治体の中で代表的な農業地域とされる全羅南道で開催される今回の知財フォーラムは南道国楽院の公演から始まり、知的財産博覧会、伝統産業知的財産フォーラム、知的財産講演会の順で行われる。

知的財産博覧会では、全南知識財産センターが支援した伝統産業知的財産競争力向上事業の成果物である農水産分野の優秀特産品を展示し、付帯イベントとして優秀特許技術製品展示会や知財権相談会も開かれる。

続いて伝統産業知的財産フォーラムでは、「伝統産業の発展は知的財産が果たす」というテーマで全南大学の知的財産先道事業団長であるソン・ヨスン教授が発表を行う。また、主体別役割と協力策について、関連専門家・地域の伝統産業従事者による討論が行われる予定だ。

最後に開かれる知的財産講演会では「知的財産伝統産業の事業化成功事例」というテーマの下、伝統資源の紹介や知的財産化背景の説明、特許・商標・デザイン分野別診断、今後のIP関連事業方向の設定等についての討論が予定されている。

チェ・ドンギョ特許庁長は、「全羅南道地域は、昔から農・水産・食品分野等、伝統産業が発達している地域であり、産業の特性上、知的財産登録件数は他地域に比べ少ない(2014年知財登録件数：3,163件、全国の3.3%、17市・道のうち14位、ソウル89.0%、京畿道65.7%、大田10.8%、仁川10.5%、慶尚北道8.6%)²」が、近年健康意識の向上に伴い、高品質食品へのニーズが拡大していることを踏まえると、伝統産業と知的財産を連携させ、地元企業等に知的財産経営を活性化させることで伝統産業を高付加価値産業として育成できる、潜在力の大きい地域」と評価した。また、「特許庁は、全羅南道地域のように、地域の特性に合わせた伝統産業優秀事例の発掘に一層取り組むつもりだ」と述べた。

特許庁は今後も引き続き、各地域の特性に合う知的財産フォーラムを定例的に開催し、知財認識の拡大及び地域経済の活性化を目指していく計画だ。

2-8 特許庁・韓国知識財産協会、国際カンファレンスを開催

韓国特許庁(2015.11.11.)

特許庁と韓国知識財産協会は、11月12日10時、ソウル市内のホテルにて「2015韓国知識財産協会(KINPA)*国際カンファレンス」を開催すると発表した。同カンファレンスは、韓国知識財産協会の1年間の活動を振り返るとともに、大企業・中小企業間の協力の場を設けるために毎年開催されている。

* サムスン電子・LG電子・現代自動車等、大企業・中小企業120社が加盟している知的財産専門企業団体

同カンファレンスでは、公正取引委員会のキム・ハクキョン副委員長が「知的財産権と公正取引法の調和」というテーマで基調演説を行う。最近、国内外の特許紛争の増加に伴い、特許権の独占的地位を濫用する事例が増加していることを受け、キム副委員長は「特許権の正当な行使の在り方」について基調演説を行う予定だ。

基調演説の後、テーマ発表はセッションA(知的財産権の正当な活用)とセッションB(知

² JETRO ソウル注) 括弧内に記載されたパーセンテージの算出方法については示されていない。参考までに、韓国特許庁ホームページの「知識財産統計」の市道別登録件数(国内権利者のうち、第1権利者の住所地基準)のデータから算出すると、全羅南道に在住する者の特・実・意・商の登録件数は全国の1.4%、同じくソウル37.4%、京畿道27.6%、大田4.5%、仁川4.4%、慶尚北道3.6%となる。

的財産の最近動向)に分けられ、同時に行われる。

まず、「知的財産権の正当な活用」と関連し、△知財分野における公正取引法の執行と事例(公正取引委員会ユ・ヨンウク書記官)、△特許権の正当な行使の判断基準(中央大学イ・ギョホ教授)、△特許紛争の段階別公正取引法 이슈ー(韓国知識財産研究院のチェ・ジェシク博士)について発表が行われる。

また、「知的財産の最新動向」と関連しては、△韓国特許法の改正による企業の対応策、△特許組織における商標特殊性の理解、△職務発明補償制度の最新動向と企業の対応方向等のテーマについても発表が行われる予定だ。

同カンファレンスを主催するチェ・ドンギョ特許庁長は「近年、国内外で特許紛争が増加しているが、大企業に比べ規模や人材の面で劣悪な中小企業は多くの困難を抱えているのが現状だ」とし、「今後政府レベルで、大企業と中小企業が知財権関連情報やノウハウを共有し、共生できる環境を整えていく方針だ」と述べた。

2-9 特許庁、半導体知的財産フォーラムを開催

韓国特許庁(2015. 11. 12.)

半導体メモリ分野で不動の1位を守り続けている韓国半導体は、最近中国半導体の急成長とインテル社のメモリ市場再参入により、首位の座を脅かされている。

特許庁は、韓国半導体産業協会と共同で11月20日、京畿道にある半導体産業協会会館にて、特許競争力向上に向け「2015次世代半導体知的財産権フォーラム」を開催すると発表した。

次世代半導体知的財産権フォーラムは、半導体分野で活動している企業の特許担当者や研究員、弁理弁理士業界従事者間の交流や知財能力の強化に向け毎年開催されている。

今年のフォーラムは、他業界の特許経営モデルケースや自社保有特許のうち、中核特許を選別する方法等、業界の特許競争力を向上させることに焦点を当てた。出願人と審査官間の面談や知財権相談もともに行われる予定だ。

特許庁のチャン・ヒョンスク半導体審査課長は「危機に置かれている国内半導体産業には、技術革新や投資だけでなく、特許競争力の強化も切に求められている。同フォー

ラムが、中国・米国の挑戦に打ち勝てる特許革新対策を模索するきっかけになることを期待する」と述べた。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 LG 生活健康-アモーレの特許紛争が終了

デジタルタイムズ(2015.11.12.)

LG 生活健康とアモーレパシフィックとの間で数年間に渡って続いてきた特許紛争が終了した。

LG 生活健康とアモーレパシフィックは、各社が保有している化粧品・生活用品分野の登録特許に関する相互間通常実施権許与契約を締結したと 12 日発表した。

通常実施権の許与とは、登録特許の特許権者が他人に対し一定範囲内で当該特許を使用できる権利を許す制度だ。本契約により両社は特許関連訴訟を取り消すことにした他、アモーレパシフィックは LG 生活健康に対し、クッション化粧品に適用されている特許の通常実施権を、LG 生活健康はアモーレパシフィックに対し、歯のホワイトニングシールに適用されている特許の通常実施権を許与することに合意した。

これにより両社は数年間続けてきた特許争いに終止符を打ち、世界的に人気を集めている韓国化粧品のグローバル競争力強化に向けて努力することにした。

パク・ミヨン記者 mypark@dt.co.kr

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

特定部位に限って治療効果を増大させ、副作用を減少させる標的治療剤*により、抗体医薬品技術の開発が活発に行われている。

- * 正常組織まで攻撃する従来の治療剤とは違って、疾病組織のみを選択的に攻撃する治療剤

抗体医薬品とは抗体*の作用原理を利用して作った医薬品のことで、疾病を誘発する人体内の標的物質に結合することでこれを除去し、疾病を治療する。抗体医薬品は、疾病を治療する際、標的治療が可能で副作用を最小化できるという長所を持っており、乳房癌や大腸癌のような癌疾患、リウマチ関節炎等、炎症疾患の標的治療剤として開発されている。

- * 抗体は、外部から侵入した物質から身体を守るために、体内で作られる蛋白質

特許庁によると、抗体医薬品に関する国内の特許出願件数は、2010年 341件、2011年 375件、2012年 457件、2013年 508件、2014年 528件と、着実に増加している。今年9月時点で305件が出願され、過去5年間年平均11.6%の増加率を示している。

抗体医薬品の出願人を国籍別に見ると、米国が37.5%、韓国が20.9%、スイスが10%、日本が8%、ドイツが5.4%を占めている。外国出願割合が79.1%、韓国出願割合が20.9%となっている

抗体医薬品の国内多出願人別に見ると、サムスン電子56件、ソウル大学32件、韓国生命工学研究院29件、韓化ケミカル28件、大学17件の順となっている。外国多出願人別では、ジェネンテック191件、ロシュ126件、アブビ・アボット86件、アムジェン71件、ノバルティス52件等である。

生物の細胞や組織等の物質を利用して製造するバイオ医薬品*(生物医薬品)のジェネリックであるバイオシミラー**市場でも抗体医薬品が多くを占めている。

- * 人や生物体から得た原料で生産される医薬品
- ** 先発医薬品の特許が切れた後に発売されるバイオ医薬品のことで、バイオ医薬品と同じ効果を持つように作られる。

特許庁のイ・ミジョン バイオ審査課長は「抗体医薬品分野は、最近世界的に莫大な高

付加価値を創出できる最も競争力のあるバイオ医薬品分野の一つとして注目を集めている。韓国企業も抗体医薬品特許出願の最近動向を把握し、これを基に抗体医薬品の研究・開発に取り組み、世界有数のバイオ企業に成長できると思う」と述べた。

5-2 浄水器関連技術の特許出願が急増

韓国特許庁(2015.11.05.)

最近、「氷浄水器」特許技術を巡って、浄水器メーカーの2強間で100億ウォン相当の特許権侵害訴訟が起きており、注目を集めている。2兆ウォン規模の国内浄水器市場の成長が伸び悩んでいることから、若い消費者の生活パターンや健康意識の向上を反映した多様な機能の浄水器が開発されており、これに関する技術を確保するための競争も激化している。

特許庁によると、浄水器関連技術の国内出願は2009年300件以上だったが、2010年に降減少し続け、年平均250件未満と停滞している。しかし、様々な機能が組み込まれた融合型浄水器技術の出願は着実に増加している。

出願動向を見ると、機能水(炭酸水、水素水等)に関する出願は、2005年37件から2014年73件と、除氷・飲料機能が施された機能融合型浄水器出願は、2005年12件から2014年28件へと、2倍近く増加した。

最近、機能融合型浄水技術の出願が増加しているのは、衛生・殺菌の基本機能以外にも「炭酸水」、「除氷」、「飲料」等、多様な機能を加えた製品を開発して低迷している浄水器市場を打開しようという狙いがあるものと考えられる。

特に、「炭酸水浄水器」の場合、2012年5件、2013年17件、2014年には29件と、出願が急増している。これは、炭酸水がダイエットだけでなく、皮膚美容にも効果的という認識により、炭酸水市場が毎年成長していることを反映する。

最近の炭酸水浄水器関連技術は「冷蔵庫内装型」、「除氷兼用」、「殺菌機能付加」、「携帯用炭酸水器」、「炭酸濃度調整機能」等、スマートな機能を加え、技術の差別化を図っている。

一方、飽和状態の国内浄水器市場とは対照的に中国は、過去10年間年平均1,700件に達する水質汚染事故の影響で、家庭用浄水製品へのニーズが急増し、浄水器市場は2011

年以降 40%以上の伸び率を記録する等、世界浄水器市場のブルーオーシャンとして注目されている。

特許庁の関係者は「2016年から適用される環境商品の関税率の引き下げ政策が中国市場進出のチャンスとなる。既存の外国製品と差別化できる多様な機能の浄水器を開発する必要があり、現地における特許権の確保にも力を入れなければならない」と述べた。

5-2 ユーザー・ターゲティング広告関連特許の出願動向

韓国特許庁(2015. 11. 6.)

インターネットやスマート機器の普及等、IT(Information Technology)環境の大衆化により広告のパラダイムが変化している。

昨年の世界広告市場は 4,800 億ドル規模で、このうち伝統媒体の広告市場は前年比 1.6%増加したのに対し、オンライン広告市場は 13.5%成長した。³

* 伝統媒体広告：TV、ラジオ、新聞、雑誌等

さらに最近では、勝手にポップアップされるオンライン広告に対するユーザーの抵抗感を解消し、広告の効果を最大化できるユーザー・ターゲティング型広告が注目を集めている。

グローバル企業、フェースブック (facebook) は 2012 年から「カスタムオーディエンス (Custom Audiences)」⁴を利用してターゲット広告を提供しており、グーグル (Google) も来年初め頃に「ユーザー・ターゲティング広告サービス」を開始する計画を明らかにした。このような市場の動きは特許出願にも反映されている。

特許庁によると、2012 年大幅増加したオンライン広告方式に関する特許出願は、ここ 3 年間その勢いを維持している。特に 2015 年上半期時点で 682 件が出願されており、年末まで約 1,350 件以上出願されると予測される。

特に、オンライン広告に関する特許のうち、ユーザー・ターゲティング広告の場合は、消費者参加・体験中心のマーケティングが強調され始めた 2006 年、特許出願件数が前年

³ 市場調査会社 PWC 調査資料

⁴ ユーザーの氏名や電子メールアドレス、携帯番号等の情報を利用し、フェースブックのニュースフィードにユーザーの嗜好に合う広告を表示する広告の仕組み

(2005年)比2倍近く増加した。また、2015年には上半期時点で74件が出願されており、年末まで約150件が出願される見通しだ。

このようなターゲティング広告はかつて性別や年齢、趣味等、ユーザーが入力するデータを活用したり、携帯から受信したユーザーの現在位置情報を活用する等、単純なデータの活用がほとんどだった。

しかし最近では、ユーザーが入力したキーワードに適合した広告を表示したり、ユーザーの商品購入履歴から購買傾向に合う商品を表示する広告等、より精密にユーザーを選定できる方法が提示されている。

注目すべきなのは、広告が単純な情報を提示することに止まらず、ユーザーの感性認識⁵や体験仮想空間の実現⁶等のような最先端技術が加わり、多様な情報の提供に向け広告手法が進化していることである。

特許庁の関係者は「オンライン広告が溢れている中、ユーザーの関心をもらうための努力の一環としてユーザー・ターゲティング広告は今後も発展を続け、これに伴い特許出願も増加し続けると思う」と述べた。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスし、「unsubscribe」ボタンをクリックしてください。

http://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム

⁵ ユーザーの動き、表情、脈拍等から運動量及び興奮、憂鬱等の感情の状態を総合的に認識する技術

⁶ 仮想現実(VR-Virtual Reality)を通じてユーザーが直接着用できる仮想空間を提供する技術